旭川市立西神楽中学校　いじめ防止基本方針 2021

いじめのない
笑顔あふれる学校を

旭川市立西神楽中学校

年　　組　氏名

1 はじめに

みなさん，いじめを防止するための法律『いじめ防止対策推進法』が 2013(平成25)年につくられたことを知っていますか？

いじめを受けた人は，心や体が傷つき，苦しい思いをします。そのようないじめが続くと，心や体の成長に影響を与えたり，場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

この法律は，そのようないじめを防ぐためにつくられ，生徒はいじめを行ってはいけないと定めています。そのため，全ての生徒が安心して生活できるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また，学校や学校の先生方，保護者がいじめを防ぐことなども定めています。

学校は，いじめを防ぐために「学校いじめ防止基本方針」をつくり，校長先生をリーダーとする先生方を中心とした「いじめ対策チーム」で，いじめが起きないようにする活動や，いじめを早く見付ける取組を進めます。また，いじめが起きていると分かったら，解決するためにすぐに対応します。必要に応じて，スクールカウンセラーなどの外部の専門家に相談することもあります。

保護者は，自分の子どもがいじめを行わないように努め，もし，自分の子どもがいじめを受けたときは守ります。また，学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力するよう努めます。

生徒のみなさん，いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちをもち，先生方や保護者など関係する人たちと協力して，みんなでいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

2 いじめとは？

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条より）

「いじめ」とは生徒等に対して，当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって，当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

次のようなことは「いじめ」です

○ 悪口や脅しなど，嫌なことを言われる。
○ 仲間はずれや，無視をされる。
○ ぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
○ ものを隠されたり，壊されたり，捨てられたりする。
○ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
○ お金や大切にしているものをたかられる。
○ 悪口がメールで送られてきたり，インターネットに書き込まれたりする。　など

3 いじめのない学校をつくるために

こんなことを心がけて生活します

〇いじめは，「人として許されない」という強い心をもちます。
〇お互いのよさや違いを認め，尊重し合います。
〇相手の気持ちを考えて，発言したり行動したりします。
〇社会のルールや学校のきまりを守って，落ち着いた生活をします。
〇友達と協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
〇体験活動やボランティア活動に取り組み，友達との絆を強めます。
〇パソコンや携帯電話，スマートフォンは，ルールを守って使います。
〇自分や友達を大切にします。

もし，いじめられたときは

一人で悩まず，先生方や家族などの大人や友だちに相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

見て見ぬふりをせずに，勇気をもって助けます。
いじめをやめさせたり，先生方や家族に伝えたりします。
いじめられている人に，先生方や家族に相談するよう話します。

いじめのない学校をつくるために私たちができること

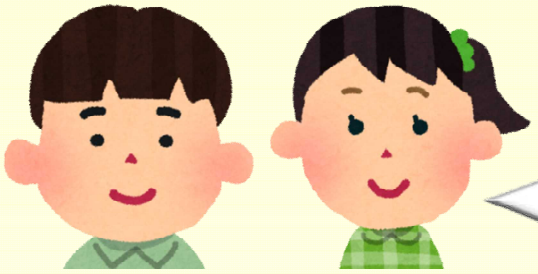

西神楽中学校　ストップいじめ宣言

1　みんなが助け合い相談できる学級をつくります
2　相手の気持ちを考え大切にし，言葉を選びます
3　見て見ぬふりをせず，一歩踏み出す勇気をもちます
4　間違ったことを許さない強い意志をもちます
5　一人一人がいじめについて真剣に考え続けます

4 いじめを受けた・見た・聞いた・相談されたときは

（1） まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- ○ 学級担任，副担任の先生方に相談
- ○ 校長先生，教頭先生に相談
- ○ 養護教諭，学年の先生方などに相談
- ○ スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- ○ 家族に相談
- ○ 友だちに相談
- ○ そのほか，相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- ○ 学校のいじめアンケート調査に記入
- ○ 学校以外の相談窓口に電話

（＊くわしくは５ページ）

など

（2） いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	□いじめから守ります。 □不安なく，学校生活を送ることができるよう，先生方やスクールカウンセラーがいつでも相談にのります。 □必要がある場合，すぐに警察などに相談し，協力してもらいます。 □二度といじめを受けないよう，先生方はチームで協力して見守ります。	□いじめた人にあやまり，もう二度といじめをしないことを約束させます。 □いじめは人として絶対に許されないことや，よりよい行動に向かうことを考えさせます。 □必要がある場合，警察などに相談します。 □二度といじめを行わないよう，先生方はチームで見守ります。	□いじめに加わっていなくても自分にも関係していることを気付かせます。 □いじめに気付いたときに，誰かに知らせる大切さを教えます。 □いじめを見て見ぬふりをしたり，はやし立てたりする行いも許されないことを教えます。 □みんなでいじめをなくし，よりよい学級や集団をつくることの大切さを教えます。 **いじめを知らせてくれた人** □秘密を守り，いじめを行った人から守ります。
家の人に	□いじめを受けたことや，いじめがなくなるまでの学校の取組を説明します。	□いじめを行ったことを説明し，二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	□協力が必要なときには，説明をします。

5 いじめを防止するための生徒会の取組

西神楽中学校では，いじめを防止するために，生徒会でさまざまな取組をしています。ここでは，その中の一つ「いじめ撲滅標語」について紹介します。

いじめ撲滅標語

⑴ねらい

一人一人がいじめをなくす強い意志を持ち，人を思いやる心やいたわる心を培うことを内容とした標語を募集し，いじめ根絶に向けた意識を高める。

⑵内容

- 11 月上旬　生徒集会で提示，募集
- 11 月下旬　生活常任委員会で選考
- 12 月上旬　生徒集会で発表，校内掲示

昨年度の入賞作品

- 大丈夫？　気にしてあげて　まわりの子【1 年】
- 考えて　一生のこる　傷だから【1 年】
- いじめとは　やってはいけない　絶対に【2 年】
- SNS　いじめた相手は　SOS【2 年】
- 「遊び」では　すまされないこと　わかってる？【3 年】
- いじめして　あなたの心は　晴れますか【3 年】

6 いじめを相談したいときは

自分がいじめを受けていたり，いじめを見たり聞いたりしていながら，身近に相談できる大人や友だちがいなくて，だれにも相談できずに悩んでいる人はいませんか。ひとりぼっちで悩みを抱えるのは，とてもつらいことです。

そんなときに，電話や手紙，メールで手軽に相談にのってくれるところが，いくつもあります。どこも相談は無料で，相談した人の秘密はしっかり守られます。どこに相談してもかまいません。一人で苦しまずに，まず相談をしてみてください。

また，いじめをやめられない自分自身がイヤだ，という人からの相談も受け付けています。

旭川市では，いじめの問題等について相談できる「子ども版市長への手紙」というプリントを学校に配布しています。西神楽中学校では，体育館前に掲示してあるので，ぜひ見てください。これ以外にも，「子ども相談支援センター電話相談窓口紹介カード」も，小学校の時と同様に全員に配付しています。

次のページには，いじめについての相談先をまとめてあります。いじめについて悩んでいて，身近に相談できる大人がいない場合は，手紙や電話，メールなどを使って相談してみてください。

いじめを相談できる窓口

○子どもホットライン　(旭川市子ども総合相談センター)

＜電話番号＞
０１６６－２６－５５００
０１２０－５２８－５０６

＜受付時間＞
月・木　　８：４５～２０：００
火・水・金　８：４５～１７：１５

＜住　所＞
〒070-0040　旭川市 10 条通 11 丁目

○子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞
０１２０－３８８２－５６

＜受付時間＞
毎日２４時間

＜住　所＞
〒060-8544　札幌市中央区北３条西７丁目（道庁別館８階）

○子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞
０１２０－００７－１１０

＜受付時間＞
月～金　８：３０～１７：１５

＜住　所＞
〒078-8502　旭川市宮前１条３丁目（旭川合同庁舎）

○少年相談１１０番（北海道警察本部）

＜電話番号＞
０１２０－６７７－１１０

＜受付時間＞
月～金　８：４５～１７：３０

＜住　所＞
〒060-8520　札幌市中央区北２条西７丁目

○旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞
０１６６－３１－５５１１

＜受付時間＞
月～金　９：００～１６：００

＜住　所＞
〒078-8231　旭川市豊岡１条１丁目3-24

○法テラス旭川

＜電話番号＞
０５０－３３８３－５５６６

＜受付時間＞
月～金　９：００～１７：００

＜住　所＞
〒070-0033 旭川市３条通 9-1704-1 TK フロンティアビル 6F

スクールカウンセラーにも相談することができます。

＜スクールカウンセラー＞　田中　睦　先生
＜場　所＞　旭川市立西神楽中学校　相談室
＜相談時間＞　毎週水曜日　１３：３０～１６：３０

～いじめのない笑顔あふれる学校を～

旭川市立西神楽中学校